

201

平成十八年十二月一日提出
質問第二〇一〇一号

政官関係を巡る外務審議官の認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

政官関係を巡る外務審議官の認識に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第一六三号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」において、西田恒夫外務審議官(以下、「西田審議官」という)が総合外交政策局長をつとめていた二〇〇二年九月三十日から二〇〇五年八月一日までの二年十ヶ月の間に提出した五千円を超える贈与等報告書がわずか八件に過ぎないことが判明したが、その内、報道関係者からの贈与等は何件か。

二 二〇〇六年十一月十四日付内閣答弁書(内閣衆質一六五第一四〇号)によれば、「西田審議官」が現職に就いてから提出した贈与等報告書は零件であるが、これは「西田審議官」が現職に就いてから五千円を超える講演料、報道関係者からの飲食、外交団からの飲食の供与を受けたことがないということの意味するか。

三 外務省は、「西田審議官」が、自らが受けた贈与等の実態につき真実を報告していると認識しているか。

右質問する。